

鹿児島県農協青壮年組織協議会

2015 年度県版ポリシーブック

～食料・農業・農村に関する政策提言集～



JA YOUTH

ポリシーブックとは、農業を取り巻く情勢が大きく変化している中で、将来の日本農業のあり方を組織内外に示す、JA 青年部盟友による政策提言集です。

また、ポリシーブックには政策提言のみでなく、自分達が抱える課題解決のために、自分たちで取り組む事項を盛り込んでいます。

J A 青年組織綱領

我々 J A 青年組織は、日本農業の担い手として J A をよりどころに地域農業の振興を図り、J A 運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、J A 青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のことに取り組む。

1. われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

J A 青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1. われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

1. われらは、自らが J A の事業運営に積極的に参画し、J A 運動の先頭に立つ。

時代を捉え、将来を見据えた J A の発展のため、自らの組織である J A の事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しい J A 運動を探求し、実践する。

1. われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

J A 青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1. われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

J A 青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

(注釈)

本綱領は、J A 全青協設立の経過を踏まえて「鬼怒川5原則」「全国青年統一綱領」の理念を受け継ぎ、創立 50 周年を契機に現代的な表現に改めるとともに、今後目指すべき J A 青年組織の方向性を新たに盛り込んだものである（平成 17 年 3 月 10 日制定）。

鹿児島県農協青壮年組織協議会 2015年度県版ポリシーブック

目次

1. TPP対策(品目別)について
2. 農家所得倍増・向上について
3. 組織活性化について

1. TPPについて

(1) 基本的な考え方

TPP交渉に関しては、国会決議の遵守と情報開示を鹿児島県青協としても強く求めてきたが、充分に行われぬまま交渉は進み大筋合意を迎えた。

自由貿易の推進は、国益にかなうことは十分に理解しているものの、今回の協定では、本県の主要品目も多く含まれる重要5品目の輸入枠拡大や関税削減、その他品目の関税撤廃・関税削減が行われることが明らかになり、若手農業者は、今後の農業情勢や政策の転換に伴う農業経営に大きな不安を抱えざるを得ない。そこで、各方面での試算の想定外の価格低下にも対応できる国内対策に期待している。

また、我々青年部は、離島を含む地域の活性化に向け、多くの家族経営農家や高齢農家と共に、貴果敢産業の中山間地での農業を支えていく覚悟を持っている。そのような中、持続可能な所得確保につながる国内対策も望んでいる。

①米対策

政府は米価安定に向けて、行政やJAと一体となって非主食用米への転換を進めているが、今回の大筋合意のより外国(主に米国・豪州)からの輸入米の増加に対する不安はぬぐえない。

また、畜産農家が減少し飼料用米の需要が低下することが予測される。したがって、輸入米が主食用米として流通せずとも米農家への影響は大いにあると感じている。一方で、相続未登記農地の問題が農地集積を阻んでおり、農地中間管理事業の支援メニューの活用によって解決されるほど容易な現状ではない。実質的な農地管理者の同意による利用権設定が行えるような制度改正を望んでいる。

②畜産対策

TPPの締結後に収入の低下が懸念されることから、新マルキン事業の補填割合と国の負担割合の引き上げ等による見直しを行っていただきたい。

同様に、肉用子牛生産農家が安定経営を行えるよう、肉用牛生産者補給金制度および肉用牛繁殖経営支援事業についても、さらなる保障の充実に向けた制度の強化を要請する。

また、肉用牛免税の対象額の引き上げも求められる。

③甘味資源対策(さとうきび・でん粉用甘藷)

さとうきびに関しては、零細な生産基盤や地理的要因による災害の常襲地帯で栽培を行っている。災害や病虫害の影響で、4年連続の減収という厳しい状況が続いている。よって、今後再生産に向け生産者所得の安定を図ると共に、製糖業の経営安定が図れる価格・政策の確立を求めている。

デンプン用甘藷に関しては、単価の維持や生産面積の減少に対する不安を解消できる政策を望んでいる。

4 重要5品目以外の農産物

TPP交渉において重要5品目についての内容が主となる中、その他の品目を生産している生産者は数多くいる。その他品目については、「影響は限定的」という見方がされているが、長期的に考えると価格は下落していくことは間違いない。政府は国際競争力の強化や安定供給のための対策を求めるとしている。

そこで、海外輸出を視野に入れた際の輸出のメリットを明確に示すことを強く求める。また、安定供給のための設備整備の補助の更なる検討や、付加価値の創出のための品種改良や市場動向による消費者のニーズを踏まえた情報提供を望んでいる。

2. 農家所得の倍増・向上について

基本的な考え方

農家・農業を取り巻く情勢として戦後から家族経営が主体であったが、生産規模の大規模化・法人化によるコスト削減および収益の安定化を目指す動きが増えつつある。しかし、このような動きはまだ一部であり、以前として地域に密着した家族経営が全体の中で大きな割合(本県 97%)を占めている。

これに対し、安倍政権は「農業・農村の所得倍増」計画を打ち出しているが、今後の食料生産を担う若手農業者は、大規模・法人のみの政策推進を危惧している。

そのため、家族経営主体の営農が今後も続けられるような所得倍増の政策を強く期待する。

1 農業基盤対策

(1) 現場の現状・課題

本県の農業生産基盤においては家族経営が主体(97%)であるが、その中で高齢化が問題になっている。65歳以上の農業者については、年々増加傾向(平成26年度は37.4%)にあり、今後、高齢化に伴う農家の大量リタイアや中産間地域を中心に後継者不足による耕作放棄地が増加し続けている。

このような状況打開のために、今年度も新規就農総合支援事業が実施されているが、今後も一層の高齢化、耕作放棄地の増加などにより、農業生産基盤が脆弱化していくことが想定される。

(2) ねらい

後継者や新規就農者への就農支援等を行うことで地域の担い手を増やし、また、農地の集約を行うことで経営規模拡大、経営の安定をはかり、さらには耕作放棄地の発生を抑制することで強い生産基盤を確立する。

(3) 個人・JA青年組織で行うこと

- ・4Hクラブなどと情報交換等を行い地域の現状を把握し、今後の地域営農ビジョンについて議論する。
- ・新規就農者への営農に関するサポート等を行い、地域の担い手を育成する。

(4) JA・JAグループおよびその他団体に要請すること

- ・圃場の確保や営農資金・生産資材の提供等、JAの事業機能を通じた営農支援対策の充実に努めること。
- ・有機農業など環境保全型農業の推進に向けた技術開発・普及の推進。
- ・大小、規模に関わらず農家のサポートにもっと力を入れてほしい。
- ・販路拡大や優良販売先の検討にさらに力を入れ、農家の収入を上げる努力をしてほしい。
- ・農協の営農指導員と連合会の販売担当間の情報共有を強化してほしい。
- ・市場のマーケティング調査を徹底し、消費者のニーズを農家まで周知してほしい。

(5) 行政等へ要請すること

- ・利用希望者への遊休地・耕作放棄地の斡旋体制の確立。
- ・耕作放棄地を畑に戻す費用への助成の充実化および助成要件の緩和。
- ・畑地のかんがい施設の推進。
- ・農地集積協力金の加算期間の延長。
- ・青年就農給付金制度等の既存事業の充実を図ると共に、農地の確保や制度資金の充実等を図ること。
- ・若手の新規就農が難しい状況であるため、ハウス・農業機械等の補助事業関係の採択要件の緩和や補助率の引き上げを図ること。

2 各種災害への対応・補償

(1) 現場の現状・課題

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害および鳥獣害など農業は様々な自然災害の影響を受けている。

上記のような自然災害に加え、鹿児島県特有の自然災害として、降灰と台風が挙げられる。現在も活発に噴火を繰り返している桜島に加え、平成24年以降は奄美地方に相次いで台風が接近し基幹作物であるさとうきび等に大きな被害が発生している。

また、畜産業における伝染病に関しては、過去に九州内で口蹄疫、鳥インフルエンザが発生し、農家に多大な被害をもたらした経緯があり、引き続き防疫体制を維持する必要がある。

(2) ねらい

各種被害によって出荷できなくなった時に備え価格安定対策を講じることで、被害に遭われた農家の負担を少しでも軽減できるようにする。

また、伝染病などについては、発生が確認される前からの予防活動をしっかりを行い、災害の発生・拡大を未然に防止する。

(3) 個人・青年部で行うこと

- ・圃場の管理を適切に行う。
- ・各種栽培研修会への参加。
- ・消毒の徹底。
- ・予防活動がなされているか見回りを行う。
- ・圃場の管理状況の確認を行う。

(5) JA・JAグループおよびその他団体に要請すること

- ・各種安定基金への加入。
- ・効率的な防除法の確立・指導
- ・各種安定基金の掛け金の見直し及び掛け金を掛け捨てでないようにする。

(6) 行政等へ要請すること

- ・災害時の手厚い補償。

- ・伝染病発生時に迅速な対応を行った団体等を公表・表彰する。
- ・毎月29日に設定している「一斉消毒の日」の周知徹底。
- ・「降灰防止降灰除去施設整備事業」の3戸要件の見直し。
- ・花卉類の価格保証、災害基金、価格安定基金の創設。

3 農作業安全対策

(1) 現場の現状・課題

高齢化等により農業就業人口が減少している中で、農作業死亡事故は近年、全国で約350発生しており、農作業死亡事故が減少しない事が課題となっている。本県では、死亡事故が年間14件程度発生しており、毎年全国でも上位に入っている。また、直近5年間では65歳以上の高齢者の死亡事故が全体の77.8%と非常に多い状況である。

そして、農耕機にかかる免許取得については、特にけん引免許（農耕機に限る）取得に課題がある。免許取得の方法として、農業大学校での取得と民間の自動車学校での取得の大きく2つがあるが、県青協で独自に調査した結果、農業大学校での受験費用は約8千円程度であり、自動車学校での費用約100～170千円と非常に格差がある。また、農業大学校での受験は定数が定められており、希望者全員が受験できない状況にある。

(2) ねらい

農機等の安全な使用、またその対策は使用者の生命を守ることに繋がるので、事故発生件数を減少させるための新たな助成制度の確立や、現行の助成制度の利用のし易さの向上を図る。

また、万が一事故が発生した際に、事故に遭った人やその経営者を守る労災特別加入制度の更なる普及を目指す。

(3) 個人・青年部で行うこと

- ・定期的に使用器具・機械の整備点検を行う。
- ・労災へ加入する。
- ・整備・点検等の研修会の開催。
- ・技術大会の開催。
- ・高齢者への巡回指導。
- ・安全ヘルメットの着用
- ・作業をする際に周囲への声掛けを行う。

(5) JA・JAグループおよびその他団体に要請すること

- ・労災への加入推進。
- ・農機具販売時に併せて労災の説明を行う。
- ・安全指導月間などを設定する。
- ・整備・点検等の研修会の開催または講師派遣。

(6) 行政等へ要請すること

- ・各地区での安全講習会を共同で開催する。
- ・県や市での広報誌などへの情報の掲載。

- ・農業機械士や大型特殊の免許を更新制にする。
- ・安全対策に関する助成制度の拡充。
- ・農耕機免許取得（特にけん引）にかかる受験枠の拡大

3. 組織活性化について

(1) 現場の現状・課題

本県における盟友数については若干の新規加入はあるものの、年々減少傾向にあり、平成27年度末現在、793名となっている。また、生産部会での活動やJAの広域合併化および人員削減によりJA青年部員とJAの関係が以前より希薄化し活動の縮小化や組織力の低下を招いている。加えて、地域の問題でもあるが、高齢化および後継者不足が深刻化しつつあり、若手農業者の「交流の場」「意見発信の場」としての青年部活動の役割は日に日に大きくなっている。

(2) ねらい

JA青年部の縮小化により地域農業の衰退の可能性があることを盟友同士で共有し、魅力ある青年組織を作るために、もう一度地域の仲間づくりの取り組みと若手農業者としての決意盛んな勢いで地域活性化を目指す。

(3) 個人・JA青年組織で行うこと

- ・友人、知り合いなどへの積極的な声掛けや勧誘を行う。
- ・農業、青年部活動に関心を持ってもらうために、SNSや新聞等の媒体を通じて積極的にPRする。
- ・盟友同士の家族ぐるみで交流(親子交流会、懇親会)等を行う。
- ・地元で開催される祭りで地元野菜を使用した料理の出店を行う。
- ・若手や新規就農者を対象に意見交換の場を作り新規盟友の加入促進を図る。
- ・新規就農者に対して、青年部の紹介・勧誘を行う。
- ・研修会、講習会、交流会等を開催し、積極的なJA青年部活動を行うことで、途中対部者を減らす。
- ・青年部の魅力や楽しさをアピールする。

(4) JA・JAグループに要請すること

- ・JA広報誌への青年部活動の積極的な掲載。
- ・担い手である盟友への栽培支援や経営支援を行う。
- ・県内盟友への情報提供
- ・JA運営組織への青壮年部の参加(事業運営会議への盟友の参加)
- ・未加入組織が県域組織へ加入するための事務局体制の確立。
- ・共同組合の成り立ち、JA青年部の目的を周知させるための研修の実施。
- ・農協の青年部事務局の所属部署を検討してほしい。
- ・農協の若手職員を1、2年でも青年部に加入させるような仕組みを導入してほしい。

(5) 行政等へ要請すること

- ・地域活動との連携とその活動実績の地域広報誌等への掲載。

- ・ 青年部活動の理解と職員の派遣
- ・ 新たな助成金制度確立への支援要請
- ・ 助成金制度の内容を具体的に伝達するためのツール作り。